

放映許諾契約書

九州大学バレーボール連盟（以下「甲」という。）と一般社団法人大学スポーツ協会（以下「乙」という。）は、甲が主催する以下の試合の放映について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（対象試合）

対象試合は以下のとおりとする。

- (1)大会名称 : 令和6年度九州大学バレーボールリーグ男子・女子1部春季リーグ
- (2)対象試合 : 期間中実施各試合
- (3)開催日時 : 2024年4月20日(土)～5月26日(日) 予定
- (4)会場 : 志學館大学・佐世保市東部スポーツ広場 他

第2条（許諾内容）

1. 甲は、乙に対し、甲又は甲の指定する者が対象試合の撮影及び映像を乙への素材連携を許諾し、甲及び乙は、かかる許諾に対象素材につき、乙又は乙の指定する者が、学生スポーツ、バレーボールの周知・普及・強化等を目的として放映、配信その他一切の利用（第三者への提供及び利用許諾を含む。）をすることができることを確認する。
2. 甲は、乙に対し、下記の対象メディアにおいて、対象試合の映像を放映及び配信を行うことを許諾（以下「本件許諾」という。）する。なお、甲は、当該放映及び配信映像において、乙のスポンサー企業の広告が挿入されることを了承する。

記

- (1)UNIVAS 公式サイト (<https://www.univas.jp/>)
- (2)UNIVAS 公式アプリ(UNIVAS Plus)
- (3)株式会社運動通信社が運営する SPORTSBULL 内 UNIVAS 特設ページ (<https://sportsbull.jp/univas/>)
- (4)乙及び前各号の対象メディアを広告・宣伝するためのメディア
- (5)その他、別途、甲及び乙が認めたメディア

第3条（保証）

甲及び乙は、相手方に対して、本契約を締結し、これを履行するための正当な権限を有すること（甲においては、対象試合にかかる選手及び関係者の個人情報及び肖像等を乙又は乙の指定する者に使用させるための権利処理を行うことを含む。）及び適法な手続きより本契約を締結したことを保証する。

第4条（対価）

第2条の許諾の対価は無償とする。但し、乙は放映及び配信に必要な費用を負担する。本契約に際し、甲及び乙との間で、権利の対価として金銭のやり取りは発生しないものとする。

第5条（著作権・二次利用等）

1. 甲が撮影、制作した対象試合の映像等の録音・録画物（第2条第1項に定める対象試合の映像及びその素材を含む。）の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）はすべて甲に帰属する。
2. 甲は、乙及び乙の指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
3. 乙は、甲から試合映像の提供を受けた場合には、バレーボールの周知・普及・強化等の目的にて無償で使用することができる。但し、具体的な使用にあたっては乙の承諾を得なければならない。
4. 甲と乙は、ニュース、スポーツニュース、情報番組における対象試合の映像については、一試合につき合計3分以内の使用に限り、各放送事業者が無償使用することにつき

別途協議する。

第6条（甲及び乙の義務）

1. 甲及び乙は、対象試合の経済的な価値が最大となるよう努力し、対象試合の経済的価値を低下させるような行為を行ってはならない。
2. 甲は乙に対して、実況等に合理的に必要な会場内外のスペース及び施設を確保し、合理的に必要な関連サービスを可能な範囲で提供するものとする。
3. 甲は、甲及び出場大学において、UNIVAS 公式アプリ (UNIVAS Plus) のダウンロード促進の協力を行うとともに、対象試合の運動部所属の学生に対し My UNIVAS への登録を促すものとする。

第7条（不可抗力）

甲及び乙は、当該当事者の本契約に基づく何らかの義務の履行が、自然災害・戦争・暴動・内乱・電力供給不足・ストライキ・その他の労使紛争・法令の改廃・政府による規制等、当該当事者の合理的な支配を超えた事由（以下「不可抗力」という。）により妨げられた場合、他方当事者に対して当該義務についての債務不履行の責任を負わず、他方当事者も反対給付をする義務を負わないものとする。

第8条（対象試合の中止）

1. 理由の如何を問わず、対象試合の全部若しくは一部が中止された場合、対象試合が成立しなかった場合、放送の全部又は重要な一部が不可抗力により妨げられた場合、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。
2. 対象試合が前項の事由等により改めて開催される場合又は延期、順延した場合にも、本契約が適用される。

第9条（解除）

1. 甲又は乙が、次の各号の一に該当する場合、相手方は何らかの催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反しかつ相手方から違反に関する催告を受領したのち、30 日以内に違反事実を解消しないとき。
 - (2) 破産又は民事再生手続開始の申立をなし、又はかかる申立を受けたとき。
 - (3) 重要な資産について、仮差押え、仮処分若しくは強制執行を受けた場合、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 行政庁による業務停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 解散の決議をしたとき又は解散命令を受けたとき。
 - (6) その役員若しくは従業員（その業務に従事する者を含む。）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、又はこれらの者と密接に関わりを持つ者であることが判明したとき。
 - (7) その役員若しくは従業員（その業務に従事する者を含む。）が、自ら、又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害等その他これに準じる行為を行ったとき。
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。
2. 甲又は乙は、相手方が前項(6)又は(7)に該当するおそれがあると認めたときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、この求めを受けた者は、指定された期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、該当するおそれがないことにつき合理的な説明を相手方から受けるまでの相当な間、甲又は乙は、本契約上の義務の履行を停止することができる。
3. 第1項による解除に伴って損害が発生した場合は、甲又は乙は、解除事由を生じさせた相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第 10 条（譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対して、本契約に基づく権利、義務の全部又は一部を譲渡、許諾し、又は担保にしてはならない。

第 11 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、業務上の一切の情報（価格、コスト等を含むがこれらに限らない。）を秘密に保つものとし、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の履行目的以外で使用し、又は第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りでない。
 - (1) 知得する以前より公知であったもの
 - (2) 知得する以前より自ら保有していたことを書面で立証できるもの
 - (3) 知得した後、自らの責によらず公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを書面で立証できるもの
2. 本条の義務は本契約終了後も 3 年間存続するものとする。

第 12 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から 2025 年 4 月末日までとする。
2. 前項にかかわらず、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 11 条及び第 14 条はなお効力を有するものとする。

第 13 条（紛争解決）

甲及び乙は、本契約の履行にあたって、信義に従い、誠実にこれを履行し、本契約のいずれかの条項又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、両当事者の誠実な協議により、その都度円満な解決をはかるものとする。

第 14 条（専属管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2024 年 4 月 19 日

「甲」： 鹿児島県鹿屋市白水町 1 番地
鹿屋体育大学バレーボール研究室内
九州大学バレーボール連盟
会長 秋峯 良二

「乙」： 東京都千代田区九段北 4-2-9
私学会館別館第二ビル 3 階
一般社団法人大学スポーツ協会
代表理事 福原 紀彦